

## 福岡県ワンヘルス及び人獣共通感染症対策等の推進に関する条例中、罰則付きで報告義務を課すことについての会長声明

### 1 はじめに

福岡県議会は、議員提案政策条例検討会議において、福岡県ワンヘルス及び人獣共通感染症対策等の推進に関する条例（仮称／素案）（以下「本条例案」という。）を取りまとめた。本条例案は第31第3項において、検査の結果、「新型感染症」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第9項に規定する「新感染症」及びこれに準じる人から人に感染する疾病で未だ有効なワクチン及び治療法が確定していないものをいう。本条例案第17参照。）に感染していることが判明した者に対し、県及び保健所設置市の調査について、「感染の原因となった可能性がある行動その他の感染経路の特定のために必要な情報を報告」することを義務付け、「正当な理由なく報告を拒否し、又は虚偽報告をしたとき」に過料を科している。

本条例案は、現在も収まりを見ない新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環であると推察されるところ、たしかに県民の生命と健康を守るという見地から、感染拡大防止対策を取る必要があることは認められる。

しかし、本条例案第31の規定には、以下に述べる問題がある。

### 2 憲法第31条に違反するおそれについて

本条例案第31第1項は、報告義務の対象として、「感染の原因となった可能性がある行動その他の感染経路の特定のために必要な情報」と規定している。しかし、「感染の原因となった可能性がある行動」というのは、結局のところ「新型感染症」に罹患した県民に対し、県民の生命と健康を守るという大義名分のもと、必要な範囲を超えて県民の私生活につき回答を求めることになりかねず、またいつの時点の行動まで遡るのか不明確である。そもそも「新型感染症」は、医学的知見が流動的であり、その時々研究成果によって報告を求める場所や時期等の範囲が変わる可能性があり、県民に対する予測可能性を欠くと言わざるを得ない。また、「正当な理由」の有無を誰がどう判断するのか、基準もその手続も不明確である。

したがって、本条例案第31第3項の規定は、憲法第31条の定める適正手続（明確性の原則）に違反するおそれがある。

### 3 プライバシーの権利等の侵害のおそれについて

本条例案第31第3項が罰則をもって質問又は調査の対象とする行動範囲の中には、様々な事情から個々の県民にとって秘密にしたい場所もあるうえ、宗教行事への参加、政治的集会への参加等も含まれる。こうした事項についてまで罰則付きで報告義務を課す本条例案第31第3項の規定は、プライバシーの権利（憲法第13条）、信教の自由（憲法第20条第1項）、集会結社の自由（憲法第21条）などの精神的自由権を侵害するおそれがある。

#### 4 憲法第94条に違反するおそれについて

感染症法第15条第1項は、都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときに、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者（以下「患者等」という。）に質問又は調査をさせることができる」と規定し、同2項は、厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときに職員をして患者等に対し質問又は調査をさせることができる」と規定している。しかし、感染症法第15条第6項は、患者等に対して同条第1項又は第2項の規定による質問又は調査に協力するよう努めなければならないと規定するに止め（努力義務）、これに従わなかった場合の罰則規定を設けていない。

また、政府は、令和2年1月28日、感染症法第6条第8項、第7条第1項及び第66条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（以下「本政令」という。）を制定した。本政令第3条は、感染症法第15条の各規定を準用したうえで、同条第1項の規定中、「一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者」を「新型コロナウイルス感染症の患者若しくは無症状病原体保有者」（以下「新型コロナウイルス感染症の患者等」という。）と読み替えている。

このように感染症法の規定上、患者等に対する調査は罰則を伴わないものであり、また本政令においても新型コロナウイルス感染症の患者等に対する調査は罰則を伴わないものである。

かかる法令の規定に鑑みると、本条例案第31第3項の規定は、感染症法が前文で、過去に「感染症の患者等に対するいわれない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かす」ことを掲げ、第2条にお

いて、「感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、」「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする」と規定している趣旨と矛盾抵触し、法律の範囲内で条例制定権を認める憲法第94条の規定に違反するおそれがある。

#### 5 社会的差別の助長のおそれ等について

本条例案第31に付記された趣旨においては、「報告義務を課すことも、報告しないとき等に過料を課すことも、当該感染者を非難する趣旨は一切ない」、「感染者は、あくまでも被害者である。」と記載されている。

しかし、ハンセン病患者を強制隔離したらいい予防法や、エイズ患者らを管理及び監視した後天性免疫不全症候群の予防に関する法律のもとで患者等への差別を助長したことに思い至れば、未だ新型コロナウイルス感染症の患者等や医療従事者、その家族等に対する差別的取扱いが社会的に存在する中であって、患者等に対し報告を求めるだけでなく、過料の制裁を規定することは、社会的差別を助長する可能性がある。こうした差別あるいは罰則自体に対する恐れから、かえって県民に検査を控える行動を誘発し、感染症の感染拡大防止という目的に反する結果を招く可能性も否定できない。

#### 6 結語

以上のように、本条例案第31第3項には憲法上の問題があることから、当会は、福岡県議会に対し、本条例案の制定にあたっては、感染症法の趣旨を踏まえ、第31第3項を削除することを求める。

2020年（令和2年）12月10日  
福岡県弁護士会 会長 多川一成